

1 調査の目的

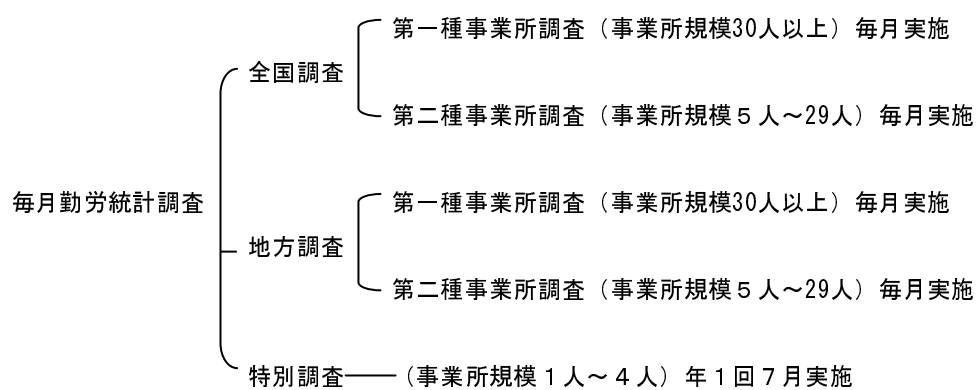
この調査は、厚生労働省が所管する統計法に基づく基幹統計調査であり、賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

毎月勤労統計調査の歴史は古く、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発している。その後の変遷を経て、昭和19年7月に勤労統計調査令に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後、労働省（現厚生労働省）に移管されて幾つかの改正が行われ現在に至っている。

3 調査の体系

調査の体系は、次のとおりとなっている。



4 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める (C) 鉱業、採石業、砂利採取業、(D) 建設業、(E) 製造業、(F) 電気・ガス・熱供給・水道業、(G) 情報通信業、(H) 運輸業、郵便業、(I) 卸売業、小売業、(J) 金融業、保険業、(K) 不動産業、物品賃貸業、(L) 学術研究、専門・技術サービス業、(M) 宿泊業、飲食サービス業、(N) 生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、(O) 教育、学習支援業、(P) 医療、福祉、(Q) 複合サービス事業、(R) サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用している県内の民間、官営及び公営の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為抽出され、厚生労働大臣により指定された約620事業所について調査を行っている。

5 調査の期日と方法

調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）で、調査方法は、30人以上規模事業所（第一種事業所）は郵送調査またはオンライン調査で実施し、5～29人規模事業所（第二種事業所）は統計調査員による実地調査またはオンライン調査で実施する。

6 抽出方法

30人以上規模事業所（第一種事業所）は経済センサス等により把握した事業所名簿を母集団として、これを産業・規模別に区分し、その区分ごとに調査事業所を無作為抽出する。調査事業所については、毎年全体の3分の1を部分的に入れ替える方式（部分入れ替え方式）を採っている。

5～29人規模事業所（第二種事業所）は、経済センサスから設定された毎月勤労統計調査調査区より抽

出された調査区について、5~29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から無作為抽出する二段抽出法を採っている。なお、6ヶ月ごとに3分の1ずつ交替する方式（ローテーション方式）により9調査区を入れ替え（入れ替えた9調査区を「組」という。）、組は18ヶ月調査を行う。

7 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の現金給与の総額をいう。

ア「現金給与総額」

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額をいう。

イ「きまって支給する給与」

労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

ウ「所定内給与」

「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」以外のものをいう。

エ「所定外給与」（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

オ「特別に支払われた給与」

調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3ヶ月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているが、その額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されるものや、支給事由の発生が不確定なものも含める。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

ア「所定内労働時間数」

事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

イ「所定外労働時間数」

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

ウ「総実労働時間数」

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- ・期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

・日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

ア「一般労働者」

「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう

イ「パートタイム労働者」

「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

・1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

(5) パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

(6) 入職率、離職率

ア「入職率」

調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

イ「離職率」

調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

8 結果の算定方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するように復元して算定したものである。

産業、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数（以下「各種平均値」という。）は、調査票の現金給与額、実労働時間数、出勤日数の各々の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除してもとめる。

産業計、規模計の各種平均値は、調査票の産業、規模別における現金給与額、実労働時間数及び出勤日数のそれぞれの合計に当該産業、規模の推計比率を乗じたものを産業又は規模について合計して各推計値をつくり、次に同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数の平均で除してもとめる。

労働者数については、産業、規模別に推計比率を調査労働者数に乘じ、全体を推計(母集団に復元)している。

9 抽出替え

第一種事業所については、平成30年から、抽出方法を従来の2~3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更した。よって、総入れ替え方式のときに行っていた賃金、労働時間指及びその増減率の過去に遡った改訂は行わない。

10 調査結果の主な利活用の状況

毎月勤労統計調査結果は、国の各種政策の指針とされるほか、各企業の労務管理や経営のための基礎資料として用いられるなど、各方面に広く利活用されている。（P6別添参照）

11 この報告書の利用上の注意

- (1) 調査対象事業所が少ないため表章していない産業があるが、調査産業計には含めている。
- (2) 指数はすべて平成27年を基準（平成27年=100）としている。

また、実質賃金指数は、名目賃金指数を奈良県（奈良市分）の消費者物価指数で除したものである。指数の年平均は、すべて各月の指数の単純平均により算出している。

- (3) 入職率及び離職率の算式は、次のとおりである。

$$\text{入（離）職率（\%）} = \frac{\text{当月増加（減少）推計常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数}} \times 100$$

なお、入職率及び離職率の年平均は、1月分から12月分までの率の単純平均である。

- (4) 前年比（対前年増減率）は、指数により算定しているため、実数で算定した場合とは必ずしも一致しない。ただし、賞与（夏季・年末）については、実数により前年比を算定している。
- (5) 報告書の中の「比率」については、小数点第二位以下を四捨五入していることにより内訳と合計が一致しないことがある。
- (6) 平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」）に基づく集計結果を公表している。これにより表章産業を次の表のとおり変更した。

新産業分類(平成22年1月～)	接続	旧産業分類
TL 調査産業計	○	TL 調査産業計
D 建設業	◎	E 建設業
E 製造業	◎	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	▲	H 情報通信業
H 運輸業・郵便業	▲	I 運輸業
I 卸売業・小売業	▲	J 卸売・小売業
J 金融業・保険業	◎	K 金融・保険業
K 不動産業・物品賃貸業	×	L 不動産業
L 学術研究・専門・技術サービス業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業・飲食サービス業	×	M 飲食店・宿泊業
N 生活関連サービス業・娯楽業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
O 教育・学習支援業	▲	O 教育・学習支援業
P 医療福祉	○	N 医療・福祉
Q 複合サービス事業	▲	P 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09.10 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
E11 繊維工業	×	F12 衣服・その他の繊維製品製造業
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	△	F13 木材・木製品製造業(家具を除く)
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15 パルプ・紙・紙加工品製造業
E15 印刷・同関連業	◎	F16 印刷・同関連業
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	新設	
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	◎	F19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
E19 ゴム製品製造業	◎	F20 ゴム製品製造業
E21 窯業・土石製品製造業	○	F22 窯業・土石製品製造業
E22 鉄鋼業	◎	F23 鉄鋼業
E24 金属製品製造業	◎	F25 金属製品製造業
E25 はん用機械器具製造業	×	F26 一般機械器具製造業
E26 生産用機械器具製造業	×	F26 一般機械器具製造業
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F29 電子部品・デバイス製造業
E29 電気機械器具製造業	×	F27 電気機械器具製造業
E30 情報通信機械器具製造業	×	F28 情報通信機械器具製造業
E31 輸送用機械器具製造業	◎	F30 輸送用機械器具製造業
E32.20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	新設	
ES1 E一括分1(E13.E23.E27)		
I-1 卸売業(150～155)	△	J-1 卸売業(J49～J54)
I-2 小売業(156～161)	×	J-2 小売業(J55～J60)
M75 宿泊業	◎	M72 宿泊業
MS M一括分(M76.M77)		
P83 医療業	◎	N73 医療業
PS P一括分(P84.P85)		
RS R一括分(R88～R95)		

(注) 平成21年以前の指数との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる産業について接続している。

「接続」については、全国調査に準じて設定している。記号の見方は以下のとおり。

- ◎：完全に接続する対応
- ：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応
- △：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応
- ▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応
- ×：その他

(7) この報告書の中で用いている符号は、次のとおりである。

- 「*」 …… 調査事業所が少ないため公表できないものを表す。
- 「-」 …… 当該数値のないものを表す。
- 「r」 …… 訂正数字(既公表数値を訂正したもの)

(別添) 毎月勤労統計調査結果の主な利活用の状況

(1) 月例経済報告

毎月、閣議に報告される月例経済報告の中で、労働情勢を示す重要な指標として、消費者物価、卸売物価、鉱工業生産とならんで、現金給与総額、きまって支給する給与、実質賃金指数及び所定外労働時間が取り上げられている。

(2) 景気動向指数

我が国の経済の動向を示す景気動向指数の算定資料として、常用雇用指数、所定外労働時間指数が利用されている。

(3) 国民所得の推計の資料

国民所得の推計に際し、農林水産業、公務を除く雇用者所得の算定資料となっている。

(4) 労働経済の分析

労働に関する経済問題の総合的な分析を行って「労働経済白書」等を取りまとめる際に利用されている。

(5) 労働時間短縮の推進

労働時間の指標として総実労働時間を年換算したものが使用されている。

(6) 失業給付金額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更

雇用保険法第18条において、年度の平均給与額の変動に応じ、失業給付のうち、求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改定することとなっている。

(7) 労働災害の休業補償

労働基準法第76条第2項において、常時100人未満の労働者を使用する事業所については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改定することとなっている。

(8) 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号において、休業補償給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改定することとなっている。

(9) 平均賃金の算定

離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与額の変動率が参考に使用される場合がある。

(10) 未払賃金の立替払

賃金の支払の確保等に関する法律第7条に基づく未払賃金の立替払事業のうち、立替払の最高限度額の決定に、平均定期給与額が使用されている。

(11) 人事院勧告の基礎資料

民間給与の一般的動向の把握に使用されている。

(12) 最低賃金審議会の審議資料

最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料とされている。

(13) 建設工事の労務単価の算定

建設工事の契約や製品単価の決定などで、人件費を決める基礎資料に利用されている。

(14) 民事事件・事故などの補償額の算定

交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料として利用されている。

(15) 民間企業における利用

- イ 企業におけるベースアップ等賃金改定のほか、労働関係の基礎資料として利用されている。
- ロ 民間の調査研究機関等が、景気判断、景気予測等を行う際に利用されている。

(16) 海外への紹介

ILOをはじめ国際機関に定期的に結果が報告され、国際的にも多く利用されている。